

令和6年6月18日

市政記者クラブ 様

瑞穂区保健福祉センター福祉部民生子ども課
担当:川口、木村(電話 852-9381)

瑞穂区役所における生活保護法による医療扶助における医療券の誤送付
について

瑞穂区保健福祉センター福祉部民生子ども課において、下記のとおり生活保護法
による医療扶助における医療券の誤送付がありましたので、ご報告します。

記

1 概要

A医療機関宛て、A医療機関の受診患者さんの生活保護法による医療扶助にお
ける医療券（以下「医療券」という。）を送付した際、誤ってB医療機関宛て送付
すべきCさんの医療券が同封されていたことが、令和6年6月17日(月)、A医
療機関からの連絡を受けて判明しました。

2 漏洩した個人情報

住所、氏名、生年月日、性別、受給者番号、受診医療機関、生活保護受給の事実

3 対応

- (1) A医療機関を訪問し、誤送付したCさんの医療券を回収しました。
- (2) B医療機関宛て、Cさんの医療券を送付しました。
- (3) Cさんには今後、経緯を説明し謝罪いたします。

4 原因

医療券を送付する際、封入前に複数人によるダブルチェックを行ってしまっ
たが、その確認が十分ではありませんでした。

5 再発防止策

- (1) 書類を送付する際は、封入前に同封する全ての文書について、複数人による
ダブルチェックを入念に行うよう改めて周知、徹底します。
- (2) 今回の事態を重く受け止め、民生子ども課職員全員に、ダブルチェックを行う
際の要点や個人情報保護の重要性について改めて注意喚起を行います。